

国東市名産品等の展示出品に関する要領

1 目的

国東市で生産販売される代表的な名産品等を広く宣伝紹介し、販路の拡大を図り、産業の活性化につなげることを目的とします。

2 申込期間

随時（平日の午前8時30分から午後5時まで）

3 申込方法

申込者は国東市名産品等の展示出品申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、国東市総務課秘書広聴係へ1部提出してください。電子メール、FAXでの申込みも可能ですが、電子メール・FAXの場合は、申込書送信後、必ず総務課秘書広聴係までご一報ください。

4 展示期間

平成28年12月1日（木）から2ヶ月間

市役所開庁日の午前8時から午後5時15分までとし、午後5時15分から翌日の午前8時までの間は、職員以外の方は市役所内に立ち入ることは出来ません。ただし、市役所外からは常時ご覧になることが出来る構造となっています。なお、展示品の設置や入替えは、展示期間初日を予定しています。

5 展示場所

国東市役所本庁舎1階 国道側玄関横

展示ケース2区画：1区画＝幅120cm×奥行き60cm×高さ95cm以内

展示パネル5区画：1区画＝幅1160cm×高さ1760cm以内

※ 展示ケース及びパネルは1つの出品者が全て使用することを原則とします。
また、展示ケースは鍵付とし、展示ケース及びパネルのレイアウトは出品者に一任します。

6 展示内容（販売は行いません）

名産品（食べ物・工芸品等）ジャンルは問いません。

※ 2ヶ月間の展示となりますので、飲食物の展示については、写真や模型など実物以外で製品の内容が判別できるように展示ください。

7 展示品の制限

危険物、生物、又は公衆の風俗・秩序等を乱す恐れがあると事務局が判断したものは展示できません。

8 出品者

国東市内で生産した製品等を販売している生産者又は販売者とします。

9 保管

展示品の保管は、国東市役所が十分注意を払いますが、天災等の不可抗力による損害については、その責を負いません。

10 出品料等

- (1) 展示出品料は、無料とします。
- (2) 展示出品申込が多数の場合は、先着順とします。
- (3) 出品者の名称、展示品の内容等の説明書き、宣伝物等は出品者が準備します。
- (4) 展示品についてのパンフレットを配置することができます。

11 事務局

国東市総務課秘書広聴係（本庁舎3階）

〒873-0503 国東市国東町鶴川149

電話 0978-72-1111 代表（内線1330）

0978-72-5192 直通

FAX 0978-72-1822

電子メールアドレス hisyo@city.kunisaki.lg.jp